

しながわの区税だより

第63号



令和5年8月1日 品川区税務課 発行 代表電話03(3777)1111 広町2-1-36

住民税第2期納期限は8月31日です

いろいろな方法で納めていただけます!

インターネットバンキング・ATM・スマホ決済アプリ・クレジットカード等でも納付ができます!

インターネットバンキング ATM

自宅などから金融機関のインターネットバンキングを使用し、納付ができます。

ペイジーマークの表示のあるATMで納付ができます



スマホ決済アプリ

スマートフォンからスマホ決済アプリを利用して納付ができます。



クレジットカード

クレジットカード（モバイルレジックレジット・ネットdeモバイルレジ）で納付ができます。

※別途決済手数料がかかります。

※窓口でのクレジットカードによる納付（窓口払い）はできません。

特別区民税・都民税（普通徴収）納付は『口座振替・自動払込』

お申し込みいただくと、ご指定の金融機関の口座から自動的に引き落としとなります。

納め忘れがなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

便利

確実

安心

☆口座振替の手続きは、品川区ホームページから申し込みができます。

いつでも(24時間受付)

スマホ・パソコンで

即日登録完了

お申し込みは

品川区 Web口座振替

検索



※ 詳しくは、品川区ホームページをご覧ください。

8月31日は普通徴収 第2期の納期限です

退職や病気など、様々な事情で納期限内の納付が難しい場合はそのままにせず、納税相談担当にお問い合わせください。

個人の方・・・税務課納税相談担当 TEL 03-5742-6671~3

事業所の方・・・税務課特別整理担当 TEL 03-5742-6670

住民税の申告はされていますか？



前年が無収入の場合でも、 原則 住民税の申告は必要です！

所得税は申告不要でも、住民税は申告が必要です。

- 前年収入がない方
- 遺族年金や障害年金など非課税収入のみの方
- 親族の扶養になっているが、その親族が品川区外に住んでいる方 など

令和4(2022)年中の収入の申告をされていない方へ7月下旬に住民税申告書を郵送しました。申告書が届いた方は、令和4年中の収入や生活状況を記入して、同封の返信用封筒でご郵送いただくか、品川区税務課窓口にご提出をお願いします。

申告の必要な方が申告しないと…

所得が確定しないため、このような影響があります。(例)

- 非課税(課税)証明書が発行できません。
- 所得に基づいて計算する、各種保険料の正しい計算ができなくなります。
- 所得により判定しているサービス(就学援助や児童手当など)や給付金が受けられなくなる可能性があります。

令和6年度(令和5年分)からの税制改正

① 上場株式等の配当・譲渡所得の課税方式の統一

所得税の確定申告書どおりに、住民税も計算されます。
令和6年度(令和5年分)より、所得税と住民税の課税方式の選択ができなくなります。確定申告された上場株式等の配当所得や譲渡所得は、住民税でも所得に含まれます。ただし、令和5年度(令和4年分)以前に住民税で申告不要を選択した上場株式の譲渡損失は、住民税では繰越控除できません。

② 国外に居住する親族を扶養する場合の要件の変更

30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除の適用要件が厳しくなります。以下の要件のいずれかに該当する場合は、これまでどおりの親族関係書類・送金関係書類に加えて、<必要書類>を提出または提示しないと、扶養控除が適用できなくなります。

- 留学により国内に住所を有しなくなった者 <留学ビザ等書類(注1)が必要>
- 障害をお持ちの方(障害者控除の要件に従う)
- 扶養者から38万円以上の送金を受けている者 <1人につき38万円の送金証明書が必要>

(注1) 外国におけるビザや在留カードに相当する書類の写し